

報告事項 2 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更に伴う「中間南校区乗合タクシー運行計画書」及び「底井野校区予約型乗合タクシー運行計画書」の一部変更について

九州運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について（平成 26 年 2 月 28 日 九運公第 93 号）」の一部が令和 7 年 6 月 23 日付けで改正され、同年 7 月 22 日から適用となります（資料 2 を参照）。

本市のコミュニティバスの運行経費は、公定幅運賃に基づく額としており、令和 6 年度第 1 回中間市公共交通会議においてご承認いただきました「令和 7 年度中間市地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）」の添付書類である、各校区の運行計画書においても、運行経費の算出方法等を記載しております。

つきましては、「中間南校区乗合タクシー運行業務委託契約」及び「底井野校区予約型乗合タクシー運行業務委託契約」において、運行経費等の額を改正後の公定幅運賃に基づいて再計算し、資料 3 のとおり運行計画書の一部を修正しましたので、ご報告します。

（関連資料）

資料 2 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更に係る公示等

資料 3 コミュニティバス運行計画書の修正内容



令和 7 年 6 月 23 日

北九州市域ブロックにおけるタクシーの運賃改定 — 査定結果に基づく新運賃を公示 —

九州運輸局は、令和 6 年 10 月 30 日から令和 6 年 12 月 9 日までに、32 社から提出されておりました北九州市域ブロック（※ 1）におけるタクシーの公定幅運賃変更要請を受けて審査を行ってきた結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日 6 月 23 日付けで公示しましたのでお知らせします。

（※ 1）北九州市域ブロック（運賃が適用される地域）
北九州市、中間市、遠賀郡

1. 改定の概要

- （1）増収率：11.15%
- （2）新公定幅運賃（普通車上限運賃額を抜粋）

① 他の車種区分の概要は（別添 1）

② 収支実績及び推定収支（別添 2）

項目 \ 車種	普 通			
	初 乗		加 算	
現行	1.6km	770 円	280m	80 円
要請	1.6 km	810 円～970 円	240m～258m	80 円
改定	1.6km	860 円	253m	80 円

2. 新運賃実施日：令和 7 年 7 月 22 日（火）

今後、各タクシー事業者において、新公定幅運賃（別添 1）から種別を選択のうえ、当局へ実施運賃を届け出ることとなります。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課 担当：佐藤、梶田

電 話 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 7



別添1

北九州市域ブロックのタクシー運賃

(令和7年7月22日以降)

車種	種別	距離制運賃		時間制運賃(30分)	時間距離併用制運賃 待料金
		初乗運賃	加算運賃		
特定大型車	上限運賃	1.6km 1,040 円	193m 90 円	3,900 円	1 分 10 秒 90 円
	B	1.6km 1,030 円	195m 90 円	3,870 円	1 分 15 秒 90 円
	C	1.6km 1,020 円	197m 90 円	3,830 円	1 分 15 秒 90 円
	D	1.6km 1,010 円	199m 90 円	3,790 円	1 分 15 秒 90 円
	下限運賃	1.6km 1,000 円	201m 90 円	3,750 円	1 分 15 秒 90 円
大型車	上限運賃	1.6km 970 円	191m 90 円	3,630 円	1 分 10 秒 90 円
	B	1.6km 960 円	193m 90 円	3,600 円	1 分 10 秒 90 円
	C	1.6km 950 円	195m 90 円	3,560 円	1 分 15 秒 90 円
	下限運賃	1.6km 940 円	197m 90 円	3,520 円	1 分 15 秒 90 円
普通車	上限運賃	1.6km 860 円	253m 80 円	2,570 円	1 分 35 秒 80 円
	B	1.6km 850 円	256m 80 円	2,550 円	1 分 35 秒 80 円
	C	1.6km 840 円	259m 80 円	2,520 円	1 分 35 秒 80 円
	下限運賃	1.6km 830 円	262m 80 円	2,490 円	1 分 35 秒 80 円

別添2

収支実績及び推定収支（北九州市域ブロック）

原価計算対象 14社（492面）

（単位：千円）

項目	令和5年度(実績)		令和6年度(査定)		令和7年度(改定後)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運送収入	3,133,561	96.46%	2,994,576	95.47%	3,328,527	95.90%
運送雑収	21,461	0.66%	19,157	0.61%	19,157	0.55%
営業外収益	93,449	2.88%	122,975	3.92%	122,975	3.54%
計	3,248,471	100.00%	3,136,708	100.00%	3,470,659	99.99%
人件費	1,910,558	60.58%	2,191,272	63.14%	2,191,272	63.14%
運転者人件費	(1,910,367)	(60.58%)	(2,191,072)	(63.13%)	(2,191,072)	(63.13%)
其他人件費	(191)	(0.01%)	(200)	(0.01%)	(200)	(0.01%)
燃料油脂費	239,426	7.59%	250,740	7.22%	250,740	7.22%
車両修繕費	86,010	2.73%	84,229	2.43%	84,229	2.43%
車両償却費	29,021	0.92%	50,625	1.46%	50,625	1.46%
その他運送費	267,320	8.48%	271,791	7.83%	271,791	7.83%
一般管理費	459,175	14.56%	459,985	13.25%	459,985	13.25%
営業外費用	13,971	0.44%	13,971	0.40%	13,971	0.40%
小計	3,005,480	95.31%	3,322,613	95.73%	3,322,613	95.73%
適正利潤	148,046	4.69%	148,046	4.27%	148,046	4.27%
合計(運賃原価)	3,153,526	99.99%	3,470,659	100.00%	3,470,659	100.00%
利潤込収支差	94,945		△ 333,951		0	
利潤込収支率	103.01%		90.38%		100.00%	
所要増収額			333,951			
(所要)増収率			11.15%			

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲 の指定について

制 定	平成26年	2月28日	九運公第	93号
一部改正	平成26年	10月31日	九運公第	27号
一部改正	平成27年	6月 1日	九運公第	7号
一部改正	平成27年	7月 1日	九運公第	13号
一部改正	平成27年	7月31日	九運公第	19号
一部改正	平成27年	10月30日	九運公第	39号
一部改正	平成28年	7月 1日	九運公第	11号
一部改正	平成28年	10月 1日	九運公第	36号
一部改正	平成29年	6月 1日	九運公第	15号
一部改正	平成30年	10月 1日	九運公第	48号
一部改正	令和 元年	8月30日	九運公第	39号
一部改正	令和 元年	12月13日	九運公第	81号
一部改正	令和 2年	12月 9日	九運公第	71号
一部改正	令和 3年	2月 9日	九運公第	81号
一部改正	令和 3年	6月22日	九運公第	24号
一部改正	令和 4年	6月23日	九運公第	21号
一部改正	令和 4年	8月25日	九運公第	32号
一部改正	令和 5年	6月12日	九運公第	19号
一部改正	令和 5年	6月26日	九運公第	24号
一部改正	令和 5年	7月26日	九運公第	39号
一部改正	令和 5年	9月25日	九運公第	66号
一部改正	令和 5年	9月29日	九運公第	73号
一部改正	令和 6年	3月25日	九運公第	154号
一部改正	令和 6年	8月26日	九運公第	58号
一部改正	令和 6年	9月30日	九運公第	77号
一部改正	令和 7年	6月23日	九運公第	29号

九州運輸局長公示「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付 九運公第75号)」に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範

圏の指定について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1. 公定幅運賃が適用される特定地域及び準特定地域の営業区域

県名	営業区域
福岡	福岡交通圏・北九州交通圏・筑豊交通圏・久留米市
佐賀	佐賀市・唐津市
長崎	長崎交通圏・佐世保市・諫早市
大分	大分市・別府市
宮崎	宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市
鹿児島	鹿児島市・鹿児島空港交通圏

2. 公定幅運賃の運賃表

別紙のとおり

3. 九州運輸局長公示「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付 九運公第75号)」3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等を公定幅運賃の範囲に指定する特定地域及び準特定地域の営業区域

別紙のとおり

附 則 本公示は、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成26年10月31日九運公第27号 一部改正)

本公示は、平成26年10月31日から適用する。

附 則 (平成27年 6月 1日九運公第 7号 一部改正)

本公示は、平成27年 6月 1日から適用する。

附 則 (平成27年 7月 1日九運公第13号 一部改正)

本公示は、平成27年 7月 1日から適用する。

附 則 (平成27年 7月31日九運公第19号 一部改正)

本公示は、平成27年 8月 1日から適用する。

附 則 (平成27年10月30日九運公第39号 一部改正)

本公示は、平成27年11月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日九運公第11号 一部改正）

本公示は、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成28年10月1日九運公第36号 一部改正）

本公示は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年6月1日九運公第15号 一部改正）

本公示は、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成30年10月1日九運公第48号 一部改正）

本公示は、平成30年10月1日から適用する。

附 則（令和元年8月30日九運公第39号 一部改正）

本公示は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日九運公第81号 一部改正）

本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年12月9日九運公第71号 一部改正）

本公示は、令和3年1月10日から適用する。

附 則（令和3年2月9日九運公第81号 一部改正）

本公示は、令和3年3月11日から適用する。

附 則（令和3年6月22日九運公第24号 一部改正）

本公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和4年6月23日九運公第21号 一部改正）

本公示は、令和4年7月25日から適用する。

附 則（令和4年8月25日九運公第32号 一部改正）

本公示は、令和4年9月26日から適用する。

附 則（令和5年6月12日九運公第19号 一部改正）

本公示は、令和5年7月12日から適用する。

附 則（令和5年6月26日九運公第24号 一部改正）

次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から適用する。

一 別紙 公定幅運賃の運賃表 宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市に係る改正
令和5年7月26日

二 別紙 公定幅運賃の運賃表 福岡交通圏、鹿児島市、鹿児島空港交通圏、川
薩交通圏、鹿屋交通圏に係る改正

令和5年8月1日

附 則（令和5年7月26日九運公第39号 一部改正）

本公示は、令和5年9月1日から適用する。

附 則（令和5年9月25日九運公第66号 一部改正）

本公示は、令和5年10月25日から適用する。

附 則（令和5年9月29日九運公第73号 一部改正）

本公示は、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月25日九運公第154号 一部改正）

本公示は、令和 6年 4月26日から適用する。

附 則（令和 6年 8月26日九運公第 58号 一部改正）

本公示は、令和 6年10月 1日から適用する。

附 則（令和 6年 9月30日九運公第 77号 一部改正）

本公示は、令和 6年10月 1日から適用する。

附 則（令和 7年 6月23日九運公第 29号 一部改正）

本公示は、令和 7年 7月22日から適用する。

公定幅運賃の運賃表

1. 公定幅運賃を適用する特定地域及び準特定地域の営業区域

北九州交通圏

2. 公定幅運賃の範囲

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 距離制運賃(時間距離併用制を含む)

② 時間制運賃

(2) ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、(1)で定める下限運賃以上とする。

(3) 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
(平成14年1月18日付け九運公福第50号)」1. (5)イの定額運賃
(⑦を除く)の算定基礎となる距離制運賃を本公示で定める公定幅運賃
の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

3. 初乗距離等短縮

初乗距離から控除する加算距離の回数については、2回とする。

車 種	種 別	距 離 制 運 賃		時 間 制 運 賃 (30分)	時間距離併用制運賃
		初乗運賃	加算運賃		
特 定 大 型 車	上限運賃	1.6km 1,040 円	193m 90 円	3,900 円	1 分 10 秒 90 円
	B	1.6km 1,030 円	195m 90 円	3,870 円	1 分 15 秒 90 円
	C	1.6km 1,020 円	197m 90 円	3,830 円	1 分 15 秒 90 円
	D	1.6km 1,010 円	199m 90 円	3,790 円	1 分 15 秒 90 円
	下限運賃	1.6km 1,000 円	201m 90 円	3,750 円	1 分 15 秒 90 円
大 型 車	上限運賃	1.6km 970 円	191m 90 円	3,630 円	1 分 10 秒 90 円
	B	1.6km 960 円	193m 90 円	3,600 円	1 分 10 秒 90 円
	C	1.6km 950 円	195m 90 円	3,560 円	1 分 15 秒 90 円
	下限運賃	1.6km 940 円	197m 90 円	3,520 円	1 分 15 秒 90 円
普通車	上限運賃	1.6km 860 円	253m 80 円	2,570 円	1 分 35 秒 80 円
	B	1.6km 850 円	256m 80 円	2,550 円	1 分 35 秒 80 円
	C	1.6km 840 円	259m 80 円	2,520 円	1 分 35 秒 80 円
	下限運賃	1.6km 830 円	262m 80 円	2,490 円	1 分 35 秒 80 円

公定幅運賃の改定内容に基づくコミュニティバス運行経費の算定

○運賃改定前

【中間南校区乗合タクシーに係る運行キロ当たりの運行経費】

太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の平均運行キロ程 9.3km を基に試算

公定幅運賃（普通車の場合）：初乗 770 円/1.6km 加算 80 円/280m

公定幅運賃から 9.3 km は 3,010 円となるので、キロ当たりの運行経費は 323.7 円/km

【中間南校区乗合タクシー及び底井野校区予約型乗合タクシーに係る追走経費】

公定幅運賃の時間制運賃 2,310 円/30 分から試算

15 分当たりの運行経費は 1,155 円

○運賃改定後

【中間南校区乗合タクシーに係る運行キロ当たりの運行経費】

太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の平均運行キロ程 9.3km を基に試算

公定幅運賃（普通車の場合）：初乗 860 円/1.6km 加算 80 円/253m

公定幅運賃から 9.3 km は 3,340 円となるので、キロ当たりの運行経費は 359.2 円/km

【中間南校区乗合タクシー及び底井野校区予約型乗合タクシーに係る追走経費】

公定幅運賃の時間制運賃 2,570 円/30 分から試算

15 分当たりの運行経費は 1,285 円

中間南校区乗合タクシー運行計画書（R6. 10月～R7. 9月）

5. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両

5 人乗りセダンタイプ
- (2) 運行頻度（1 つのバス停にバスが来る回数）

8 便/日
- (3) 本数（全体の運行本数）

4 本/日、週 4 日（203 日）
- (4) 運行系統キロ程

①太賀・朝霧系統10.6 km

②通谷・桜台系統7.9 km
- (5) 運行条件

車両運行台数	1 台
車両予備台数	4 台
車両年間走行キロ ※追走運行を除く	7,516.4 km/台
乗務員雇用者数	1 人
乗務員数	1 仕業
停留所数（往復で 42 個）	25 箇所

(6) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	323.7 円/km
-----------	------------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和 6 年 10 月運行開始時の両系統の平均運行キロ程 9.3km を基に試算。
公定幅運賃（5 人乗り普通車の場合）：770 円/1.6km 80 円/280m
公定幅運賃より 3,010 円/9.3 km と試算し、キロ当たりでは、323.7 円とする。

(7) 運行経費（概算）

運行経費	2,433 千円
追走経費	938 千円
小計	3,371 千円

①

※運行経費は（6）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃 2,310 円/30 分（公定幅運賃）から運行日数の 1/2 をセダンタイプ車両 1 台にて 2 時間追走を行うと想定。

(8) 運行収入（200 円）※追走運行を除く

運行収入	325 千円
------	--------

②

※運賃収入については、1 本あたり平均利用者数を大人 2 人と想定

(9) 運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①－運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	2,108 千円
--------------------	----------

③

中間南校区乗合タクシー運行計画書（R6. 10月～R7. 9月）

5. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両 5人乗りセダンタイプ
- (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） 8便/日
- (3) 本数（全体の運行本数） 4本/日、週4日（203日）
- (4) 運行系統キロ程 ①太賀・朝霧系統 10.6 km
②通谷・桜台系統 7.9 km
- (5) 運行条件

車両運行台数	1台
車両予備台数	4台
車両年間走行キロ ※追走運行を除く	7,516.4 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所数（往復で42個）	25箇所

(6) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	359.2 円/km
-----------	------------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和6年10月運行開始時の両系統の平均運行キロ程 9.3km を基に試算。

公定幅運賃（5人乗り普通車の場合）：860 円/1.6km 80 円/253m

公定幅運賃より 3,340 円/9.3 km と試算し、キロ当たりでは、359.2 円とする。

(7) 運行経費（概算）

運行経費	2,699 千円
追走経費	1,049 千円
小計	3,748 千円

①

※運行経費は（6）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃 2,570 円/30 分（公定幅運賃）から運行日数の 1/2 をセダンタイプ車両 1 台にて 2 時間追走を行うと想定。

(8) 運行収入（200 円）※追走運行を除く

運行収入	325 千円
------	--------

②

※運賃収入については、1本あたり平均利用者数を大人 2 人と想定

(9) 運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①－運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	2,374 千円
--------------------	----------

③

8. 参考事例 鞍手町 もやいタクシー

9. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両 5人乗りセダントypes
- (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） 最大8便/日
- (3) 本数（全体の運行本数） 最大8本/日、週4日（203日）
- (4) 運行条件

車両運行台数	1台
車両予備台数	3台
車両年間走行キロ ※追走運行を除く	2719.6 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所数（往復で36個）	25箇所

※車両年間走行キロの算出について

令和4年10月から令和5年9月までの実車走行キロの平均値（垣生・下大隈系統：3.5km、砂山・底井野系統：3.2km）と計画運行便数（垣生・下大隈系統：404便、砂山・底井野系統：408便）を基に試算。

- (5) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	391.2 円/km
-----------	------------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和4年10月から令和5年9月までの2系統の実車走行キロの平均値3.4kmを基に試算。

公定幅運賃（5人乗り普通車の場合）：770円/1.6km 80円/280m

公定幅運賃より1,330円/3.4kmと試算し、キロ当たりでは、391.2円とする。

- (6) 運行経費（概算）

運行経費	1,064 千円
追走経費	469 千円
小計	1,533 千円

①

※運行経費は（5）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃2,310円/30分（公定幅運賃）から運行日数の1/2をセダントypes車両1台にて1時間追走を行うと想定。

- (7) 運行収入（200円）※追走運行を除く

運行収入	162 千円
------	--------

②

※運賃収入については、1本あたり平均利用者数を大人1人と想定

- (8) 運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①－運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	902 千円
--------------------	--------

③

8. 参考事例 鞍手町 もやいタクシー

9. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両 5人乗りセダントypes
- (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） 最大8便/日
- (3) 本数（全体の運行本数） 最大8本/日、週4日（203日）
- (4) 運行条件

車両運行台数	1台
車両予備台数	3台
車両年間走行キロ ※追走運行を除く	2719.6 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所数（往復で36個）	25箇所

※車両年間走行キロの算出について

令和4年10月から令和5年9月までの実車走行キロの平均値（垣生・下大隈系統：3.5km、砂山・底井野系統：3.2km）と計画運行便数（垣生・下大隈系統：404便、砂山・底井野系統：408便）を基に試算。

- (5) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	441.2 円/km
-----------	------------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和4年10月から令和5年9月までの2系統の実車走行キロの平均値3.4kmを基に試算。

公定幅運賃（5人乗り普通車の場合）：860 円/1.6km 80 円/253m

公定幅運賃より1,500 円/3.4 kmと試算し、キロ当たりでは、441.2 円とする。

- (6) 運行経費（概算）

運行経費	1,200 千円
追走経費	525 千円
小計	1,725 千円

①

※運行経費は（5）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃2,570 円/30 分（公定幅運賃）から運行日数の1/2をセダントypes車両1台にて1時間追走を行うと想定。

- (7) 運行収入（200 円） ※追走運行を除く

運行収入	162 千円
------	--------

②

※運賃収入については、1本あたり平均利用者数を大人1人と想定

- (8) 運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①－運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	1,038 千円
--------------------	----------

③